

返戻金制度について

◆ 早期退職等の返戻金について

入社者が本人の責めに期すべき事由により解雇（含む：論旨解雇）、または本人の意思により退職した場合、以下の基準に従って算出される金額を返還する

- ・ 入社者が1カ月以内に退職した場合：人材紹介費用の80%
- ・ 入社者が入社1カ月超、3カ月以内に退職した場合：人材紹介費用の50%
- ・ 入社者が入社3カ月超、6カ月以内に退職した場合：人材紹介費用の20%